

令和4年度金沢市議会12月定例会議会

請願・陳情文書表

目次

- | | | |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 新たに受理した請願（2件）・陳情（5件）…………… | 1 |
|---|---------------------------|---|

1 新たに受理した請願（2件）・陳情（5件）

番号	請願件名	請願人	紹介議員	受理年月日
	請願要旨			付託委員会
第15号	国に対し、「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の提出を求める請願	金沢民主商工会 会長 加藤 忠男	大桑 初枝 広田 美代 森尾 嘉昭	4.11.28
	<p>請願趣旨</p> <p>新型コロナウイルス感染症の収束や景気回復が見通せない中で、2023年10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）実施に向け、2021年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まっている。</p> <p>免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものである。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、小規模事業者や個人事業主の経営は成り立たない。</p> <p>コロナ禍で時短・自粛営業を余儀なくされ、地域経済が疲弊する下で、中小企業の経営危機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではない。</p> <p>中小企業団体や税理士団体などから、「凍結」「延期」「見直し」の表明がされ、現状での実施に踏み切ること懸念の声が出されている。</p> <p>地域経済を発展させていく上で、地域に根差して活動する中小業者の存在は不可欠である。よって、地方自治法第124条の規定により以下請願する。</p> <p>請願事項</p> <p>1. 「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を国に提出していただくこと。</p>			

番号	請願件名	請願人	紹介議員	受理年月日
	請願要旨			付託委員会
第16号	小中学校の給食費の無償化を求める請願書	新日本婦人の会金沢支部 支部長 中内 晃子	大桑 初枝 広田 美代 森尾 嘉昭	4.12.1
	<p>請願趣旨</p> <p>長引くコロナ禍と深刻な物価高が暮らしを直撃している。さらに、今年10月からの児童手当特例給付の廃止など、子育て中の世帯への負担が一層重くのしかかっている。子どもの貧困が広がる中、子どもの健康と命を守る役割を担っている給食の重要性が再認識され、学校給食費無償化と、地場産や国産の有機食材を取り入れた学校給食が求められている。</p> <p>学校給食法第11条では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費と運営経費などは学校の設置者が負担し、それ以外の経費を学校給食費として保護者が負担することと定められている。しかし、文部科学省の通知や国会質問から、各自治体が全額補助することを否定しないとの見解が示されている。これは首相も否定しなかった。</p> <p>子どもたちの健やかな成長を保障するためにも、学校給食への公的補助を強めることが求められている。憲法第26条「義務教育は無償とする」との立場から、「小中学校の給食費無償化」を実施するよう請願する。</p> <p>請願項目</p> <p>1. 小中学校の給食費の無償化を行ってください。</p>			

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情要旨		付託委員会
第 20 号	政務活動費の条例改正についての陳情書	市民オンブズマン石川 代表幹事 林木 則夫	4.11.21
			議会運営
<p>陳情趣旨</p> <p>金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「金沢市条例」という。）は、全国市議会議長会が策定した議員用の「〇〇市（区）議会政務活動費の交付に関する条例案（例）」（以下「全国市議会案」という。）の「政務活動に要する経費」である「項目」には規定されていない会派共用費及び共通経費の2項目を加えた金沢市条例を平成24年12月定例会において議決し、金沢市が金沢市条例を制定したものである。</p> <p>金沢市条例第8条第2項別表で規定している会派共用費及び共通経費の2項目は、全国市議会案の「政務活動費を充てることができる経費の範囲」の「政務活動に要する経費」である「政務活動」に該当していないゆえに、全国市議会案の「項目」からは除外しているものであるから、政務活動に要する経費の項目とはできないのである。</p> <p>法律規定が異なる政務調査費の経費を政務活動費の経費とすることは、「法律の範囲内で条例を制定できる」と規定している憲法第94条規定違反となるゆえに、「会派共用費」及び「共通経費」の2項目を加えた金沢市条例は憲法違反である。よって、地方自治法第96条第1項第1号規定の議会の権限に基づき、金沢市条例は改正するべきものである。</p> <p>「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費を充てることができるものとする」金沢市条例規定の下での支出実態は「政務活動に要する経費」ではないゆえに、市民オンブズマン石川は、2020年10月7日、当時の金沢市議会議長に金沢市条例改正要望書を提出した後、2021年3月定例会月議会以降の各定例会月議会において陳情書を提出しているのであるが、金沢市議会は、いずれの陳情書も、不採択としている。</p> <p>それゆえ、市民オンブズマン石川は、再度、金沢市条例の改正を求める陳情を行う。</p> <p>陳情理由</p> <p>政務調査費を政務活動費とした地方自治法を改正した平成24年11月、「政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」金沢市条例を制定することを目的とした政務活動費検討会の場において、当時の桶川議会事務局長が報告しているとおり、全国市議会議長会の検討会の「結論」は同会が策定した全国市議会案であるゆえに、全国市議会案においては「政務活動に要する経費」である項目から除外した上記2項目を規定していないこと。</p> <p>それゆえ、政務活動に要する経費ではない上記2項目削除の条例改正をする必要があること。</p> <p>陳情内容</p> <p>金沢市条例第8条第2項別表の会派共用費及び共通経費の2項目を削除するための金沢市条例改正をおこなうこと。</p>			

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情要旨		付託委員会
第 21 号	金沢市におけるコミュニティバスの導入促進に関する陳情書	金沢市にコミュニティバスを走らせる会 代表 竹味 能成	4.11.28
			総務
<p>陳情趣旨</p> <p>金沢市では現在、「第3次金沢交通戦略」を策定中であり、その中で「コミュニティバス」に関する施策として、「地域運営交通」や「フィーダー交通」についての検討が行われている（「骨子案」による）。</p> <p>「第2次金沢交通戦略」の策定後、地域社会における高齢化が急速に進行し、高齢ドライバーによる交通事故の多発などを背景として、高齢者の自動車運転免許の返納促進が大きな課題になっている。従来から運転免許を持たない人に加え、運転免許をこれから返納しようとする住民にとって、自家用自動車を利用できないことにより、買い物や通院など地域での住民生活に困難が生じることに不安が高まっている。このような状況は、「まちなか」地区だけではなく、公共交通利用上の格差が大きい郊外地域でより多く生じており、金沢市の全域で地域内の移動に関わる交通困難者が増大している。</p> <p>金沢市郊外地域では「ふらっとバス」の路線がなく、公共交通の利用に関する格差が生じており、コミュニティバスの導入を求める住民の要望が大きくなっている。また、「地域運営交通運行費補助制度」に基づくコミュニティバスが3地域で運行されているが、それ以外の地域ではまだ導入が進んでいない。金沢市郊外地域で、住民生活にとって不可欠な公共交通の改善・充実を図り、運転免許返納の条件整備を行うためにも、コミュニティバスの導入促進が必要である。</p> <p>陳情項目</p> <p>1. 金沢市の郊外地域において、コミュニティバスのさらなる導入・充実を行って下さい。</p>			

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情要旨		付託委員会
第 22 号 の 1	民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情	塩谷 みつ子 ほか4名	4.11.30
	<p>総務</p> <p>陳情趣旨</p> <p>現在、マスコミ等で政治家に対し、特定の宗教団体及びその関連団体との関係を断つよう求める論調が繰り返され、令和4年9月には富山市議会において「特定の宗教団体及びその関連団体との関係を一切断つ」という決議がなされ、同様の決議案が複数の地方議会に提起されている。しかし、それぞれのポリシーが尊重されるべき民間団体においてはともかく、全ての市民に対して中立・公平たるべき地方公共団体の機関である市長や市議会が特定の宗教及びその関連団体との関係を遮断することは、地域内の関連団体や信者らの憲法第19条の思想・良心の自由、憲法第20条第1項の信教の自由に対する侵害となることはもちろん、憲法第16条で保障されている請願権の侵害となり、憲法第14条第1項で保障されている法の下での平等に違反することになる。これらの基本的人権は、いずれも民主主義の根幹と立憲主義の基盤を形成するものであり、地方公共団体の機関である地方議会がこれらを侵害することは、我が国の民主主義と立憲主義を危うくするものである。かかる見地に立ち、金沢市議会の代表者たる金沢市議会議長に対し、次のとおり陳情する。</p> <p>陳情理由の要約</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 首長や地方議会において特定の宗教団体及びその関連団体との関係を遮断する旨の宣言・決議、地方議員を含む市民の信仰を質問し又は調査することは日本国憲法の定める信教の自由及び思想・良心の自由に違背することは明らかである。 2. 特定の宗教団体及びその関連団体との関係を遮断する旨の宣言・決議は、請願権の主体たる法人及び信徒との関係や接触も遮断するものであり、その請願権を侵害するものであることは明らかである。 3. 地方議会等の地方公共団体の機関が、特定の宗教団体及びその関連団体との関係を遮断することで、特定の宗教団体の信仰、世界観、儀式もしくは宗教活動を理由に、思想・良心の自由、信教の自由、請願権について規制し、差別的取扱いをすることが「法の下での平等」に違背するものであることは明らかである。 4. 首長及び地方議会において特定の宗教団体及びその関連団体との関係を遮断する宣言・決議を行い、あるいは、地方議会や地方公共団体において、特定の宗教団体の信仰を質問ないし調査することは、一般市民である信者らの思想・良心の自由と信教の自由を侵害し、信者らの請願権を剥奪するものであり、宗教を理由とする差別であり、法の下での平等に違背することは明らかである。 <p>陳情項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 金沢市において特定の宗教法人及びその関連団体（ただし、反社会的団体との法的根拠がある団体は除く）との関係を遮断する内容の宣言・決議をしないこと 2. 金沢市において市議会議員を含む公人及び私人に対し、特定の宗教に対する信仰の有無を問うたり、その団体との関係を調査・質問したりしないこと 		

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情要旨		付託委員会
第 22 号 の 2	民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願権等を守るための陳情	塩谷 みつ子 ほか4名	4.11.30
	<p>陳情趣旨</p> <p>現在、マスコミ等で政治家に対し、特定の宗教団体及びその関連団体との関係を断つよう求める論調が繰り返され、令和4年9月には富山市議会において「特定の宗教団体及びその関連団体との関係を一切断つ」という決議がなされ、同様の決議案が複数の地方議会に提起されている。しかし、それぞれのポリシーが尊重されるべき民間団体においてははともかく、全ての市民に対して中立・公平たるべき地方公共団体の機関である市長や市議会が特定の宗教及びその関連団体との関係を遮断することは、地域内の関連団体や信者らの憲法第19条の思想・良心の自由、憲法第20条第1項の信教の自由に対する侵害となることはもちろん、憲法第16条で保障されている請願権の侵害となり、憲法第14条第1項で保障されている法の下での平等に違反することになる。これらの基本的人権は、いずれも民主主義の根幹と立憲主義の基盤を形成するものであり、地方公共団体の機関である地方議会がこれらを侵害することは、我が国の民主主義と立憲主義を危うくするものである。かかる見地に立ち、金沢市議会の代表者たる金沢市議会議長に対し、次のとおり陳情する。</p> <p>陳情理由の要約</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 首長や地方議会において特定の宗教団体及びその関連団体との関係を遮断する旨の宣言・決議、地方議員を含む市民の信仰を質問し又は調査することは日本国憲法の定める信教の自由及び思想・良心の自由に違背することは明らかである。 2. 特定の宗教団体及びその関連団体との関係を遮断する旨の宣言・決議は、請願権の主体たる法人及び信徒との関係や接触も遮断するものであり、その請願権を侵害するものであることは明らかである。 3. 地方議会等の地方公共団体の機関が、特定の宗教団体及びその関連団体との関係を遮断することで、特定の宗教団体の信仰、世界観、儀式もしくは宗教活動を理由に、思想・良心の自由、信教の自由、請願権について規制し、差別的取扱いをすることが「法の下での平等」に違背するものであることは明らかである。 4. 首長及び地方議会において特定の宗教団体及びその関連団体との関係を遮断する宣言・決議を行い、あるいは、地方議会や地方公共団体において、特定の宗教団体の信仰を質問ないし調査することは、一般市民である信者らの思想・良心の自由と信教の自由を侵害し、信者らの請願権を剥奪するものであり、宗教を理由とする差別であり、法の下での平等に違背することは明らかである。 <p>陳情項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 金沢市議会において特定の宗教法人及びその関連団体（ただし、反社会的団体との法的根拠がある団体は除く）との関係を遮断する内容の宣言・決議をしないこと 2. 金沢市議会において市議会議員を含む公人及び私人に対し、特定の宗教に対する信仰の有無を問うたり、その団体との関係を調査・質問したりしないこと 		

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情要旨		付託委員会
第 23 号	金沢市が浅野町校下にある世界平和統一家庭連合金沢家庭教会と交わした本市公園里親事業による合意書の解除を求める陳情書	佐藤 清	4.12.1
			建設企業
<p>陳情趣旨</p> <p>世界平和統一家庭連合（旧統一教会）は、靈感商法や合同結婚式、信者からの高額献金に駆り立てるなど社会的問題を引き起こしてきた反社会的集団である。この22日には、文化庁は、宗教法人法に基づく解散請求の提出を視野に質問権の行使を行った。</p> <p>したがって、行政が、社会的奉仕活動であることをもって容認することは、この団体が社会的に承認されており、問題のない団体であるという「お墨付き」を与え、さらなる被害拡大につながるものである。</p> <p>したがって、本市がこの団体と交わした本市公園里親事業による合意書の解除を求める陳情書を提出する。</p> <p>陳情事項</p> <p>本市に対して、浅野町校下にある世界平和統一家庭連合金沢家庭教会と交わした本市公園里親事業による合意書の解除を求める。</p>			